

「東村山市幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業の利用者負担に関する規則」の一部改正について

子ども家庭部 子ども育成課

1. 改正の主旨

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 155 号）の施行に伴い、低所得世帯等の経済的負担の軽減を図るため、1 号認定子どもに係る利用者負担を軽減するもの

2. 改正の概要

1 号認定子どもに係る利用者負担の減額

別表第 1（第 3 条）における、子どもの属する世帯の所得階層区分が「3」の世帯について利用者負担を減額する。

第 1 子[14, 100 円 → 10, 100 円]

第 2 子[7, 050 円 → 5, 050 円]

3. 施行日

公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。